報 道 発 表 資 料 平成 20 年 2 月 18 日 気 象 庁

## 三宅島の大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

気象庁では、平成 12 年 7 月 27 日の三宅島火山噴火以降、降雨による土砂災 害等の影響を踏まえ、三宅島(三宅村)を対象に、大雨警報・注意報の基準を 暫定的に定めて運用してきました。

今般、最近の降雨と土砂災害の状況を検討し、「伊豆諸島土砂災害対策検討委員会」において決定した警戒避難基準雨量の見直し結果を踏まえ、気象庁と東京都で協議した結果、暫定基準を廃止し火山噴火災害発生以前の基準によって大雨警報・注意報を運用することが適当であるとの結論に達しました。

このため、平成20年2月20日13時をもって大雨警報・注意報の暫定基準を廃止し、下記のとおり災害発生以前の基準によって運用することとします。

記

実施日時 : 平成 20 年 2 月 20 日 (水) 13 時

対象区域: 東京都における警報・注意報発表区域(二次細分区域)

「三宅島」 のうち三宅村

		平成 20 年 2 月 20 日以降	暫定基準(現在)
大雨警報	1 時間雨量	5 0 mm	3 0 mm
		ただし総雨量150mm	
	3 時間雨量	1 0 0 mm	6 0 mm
	2 4 時間雨量	3 0 0 mm	2 0 0 mm
大雨注意報	1 時間雨量	3 0 mm	2 0 mm
	3 時間雨量	6 0 mm	3 5 mm
	2 4 時間雨量	1 5 0 mm	1 0 0 mm

: 二次細分区域「三宅島」は、三宅村と御蔵島村により構成されます。

本件に関する問いあわせ先:気象庁予報部予報課

03-3212-8341 (内線 3131)